

# 令和5年 第1回水戸市青少年問題協議会

日時：令和5年3月24日（金）  
午後1時30分  
会場：水戸市役所4階 政策会議室

## — 次 第 —

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

(1) 青少年・若者育成基本計画の進捗状況について

(2) 青少年を取り巻く環境と各団体の取組について

5 閉 会

## 水戸市青少年問題協議会委員名簿

(令和5年3月24日現在)

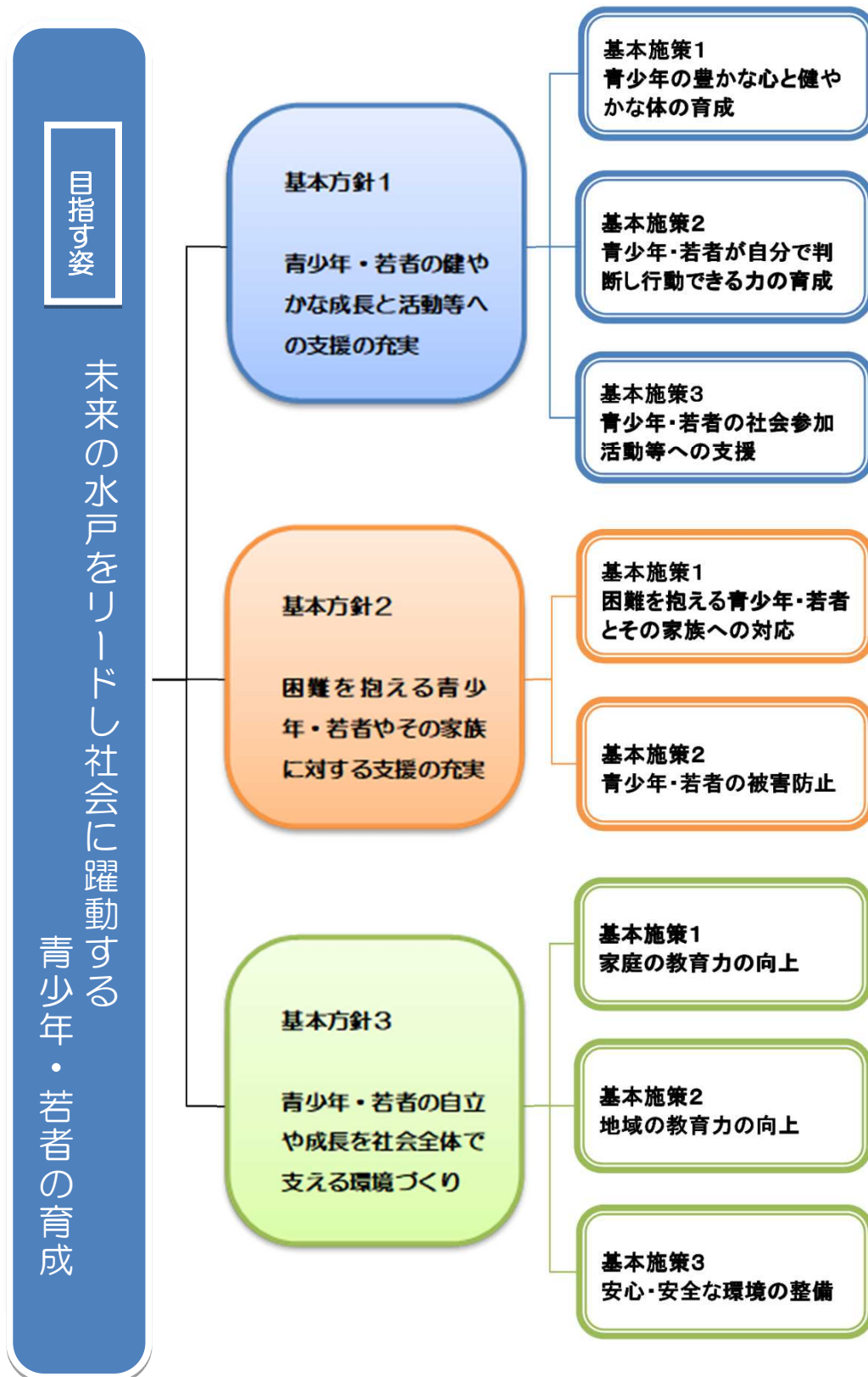
| No | 氏名      | 選出区分     | 団体等名及び役職名                  |
|----|---------|----------|----------------------------|
| 1  | 田山 喜子   | 学識経験者    | 茨城県青少年育成アドバイザーの会会長         |
| 2  | 堀井 武重   | 学識経験者    | 水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長        |
| 3  | 大久保 惣太  | 学識経験者    | (公社)水戸青年会議所副理事長            |
| 4  | 大津 辰夫   | 学識経験者    | 水戸地区保護司会理事                 |
| 5  | 中山 一美   | 学識経験者    | 水戸更生保護女性会広報部長              |
| 6  | 田山 きよ子  | 学識経験者    | 水戸市ボ-イスカウト・ガ-ルスカウト連絡協議会副会長 |
| 7  | 澤田 幸宏   | 学識経験者    | 水戸市子ども会育成連合会会長             |
| 8  | 八木岡 しづ子 | 学識経験者    | 水戸女性会議役員                   |
| 9  | 白田 茂司   | 学識経験者    | 水戸市青少年相談員連絡協議会会長           |
| 10 | 齋藤 直哉   | 学識経験者    | 水戸市青少年育成推進会議副会長            |
| 11 | 井川 忠    | 学識経験者    | 水戸市PTA連絡協議会副会長             |
| 12 | 杉本 憲子   | 学識経験者    | 茨城大学教育学部准教授                |
| 13 | 水嶋 陽子   | 学識経験者    | 常磐大学人間科学部教授                |
| 14 | 江面 祐一   | 関係機関     | 水戸警察署生活安全課長                |
| 15 | 高橋 活夫   | 関係機関     | 茨城県中央児童相談所児童福祉専門監          |
| 16 | 鎮目 英俊   | 関係機関     | 水戸市学校長会 生徒指導研究部長           |
| 17 | 小澤 俊幸   | 関係機関     | 水戸市学校・警察連絡協議会幹事            |
| 18 | 萩谷 慎一   | 市議会議員    | 市議会代表                      |
| 19 | 森 正慶    | 市議会議員    | 市議会代表                      |
| 20 | 鬼澤 真寿   | 一般公募     | 茨城大学全学教職センター非常勤講師          |
| 会長 | 高橋 靖    | 地方公共団体の長 | 水戸市長                       |

(順不同・敬称略)

### 議題(1) 青少年・若者育成基本計画の進捗状況について

青少年・若者育成基本計画（第2次）

- 目指す姿 未来の水戸をリードし社会に躍動する青少年・若者の育成
- 計画期間 2016（平成28）年度～2023（令和5）年度
- 体系図



## 議題(2) 青少年を取り巻く環境と各団体の取組について

## 議題（１）青少年・若者育成基本計画の進捗状況について

## 基本方針 1 青少年・若者の健やかな成長と活動等への支援の充実

## 基本施策 1 青少年の豊かな心と健やかな体の育成

## 具体的施策（１）豊かな心の育成

| 事業内容   | 令和 3 年度事業実績   | 事業の評価及び課題   |
|--|---|---|
| <p>○道徳教育，人権教育の推進，動植物にふれる機会の提供による自尊感情，他者への思いやり，生命を尊重する心の育成</p> <p>○高い芸術にふれる教育，副読本を活用した郷土教育，船中泊を伴う自然教室，集団宿泊学習による心の豊かさと強い精神力の育成</p> <p><b>【教育研究課】</b></p> | <p>○人権教育を推進するために，小学 3，4 年生，中学 1 年生を対象に人権教室（全市立学校 1 回ずつ）を開催した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により，対面での芸術鑑賞はできなかったが，演劇鑑賞会の動画配信や，音楽会の映像資料の DVD を各学校に配布した。</p> <p>○副読本を活用した取組を推進するため，小学 3 年生に「みと」，小学校 5 年生に「水戸の歴史」，中学校 1 年生に「水戸」を配布し，「水戸教学」を推進した。</p> <p>○中学 2 年生による北海道方面へ 4 泊 5 日の「船中泊を伴う自然教室」については，新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし，各校の計画において代替行事として近隣県での「宿泊を伴う自然教室」を実施した。</p> | <p>○水戸地方法務局人権擁護課と連携し，市内の小中学校において人権教室を実施し，人権課題に対する意識が高められた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により各音楽会を実施することができなかったが，代替として水戸芸術館と連携し，動画配信や DVD を配布することができた。</p> <p>○郷土水戸への理解を深める教育は，全校で実施しており，学校間の平準化も図られつつある。</p> <p>○船中泊の代替行事である「宿泊を伴う自然教室」については，各校の計画において計画したが，新型コロナウイルス感染症の感染状況により，実施期日の変更をしながら実施した。</p> |

## 具体的施策（２）健やかな体の育成

| 事業内容                               | 令和 3 年度事業実績                                      | 事業の評価及び課題                                      |
|------------------------------------|--|--|
| <p>○特別活動や地場産物を活用した学校給食による食育の推進</p> | <p>○「MITO ごはん」の実施<br/>地場産物や特産品及び学校給食開発品を使用した</p> | <p>○「地場農産物活用促進事業」において，美味しい地元食材を児童生徒に提供できた。</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>【学校保健給食課】</b></p>   | <p>献立の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みとちゃん米パン（常澄産コシヒカリの米粉使用）</li> <li>・みとちゃんごぼうメンチカツ（水戸市産ごぼう使用）</li> <li>・みとちゃんぎょうざ（皮の一部に米粉及び餡に水戸市産のキャベツ，ニラ，葱，豚肉使用）</li> <li>・みとちゃんブルーベリージャム（酒門産ブルーベリー使用）</li> <li>・みとちゃん梅ゼリー」（水戸市産梅ふくゆい使用）</li> <li>・納豆（県産大豆使用）</li> <li>・柔甘ねぎ</li> <li>・みとちゃんポークコロッケ（水戸市産豚肉使用）</li> <li>・米粉麺（TSUNEZUMI 麵<sup>ㇿ</sup>sの穂々の空）（常澄産コシヒカリの米粉使用）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに、「みとちゃんポークコロッケ」と「米粉麺（穂々の空）」を給食で提供するとともに，報道機関等を通して広く周知が図られた。</li> <li>○今後も，地場農産物野菜の活用拡大や，水戸市産米粉等の使用拡大に取り組むとともに，魅力ある学校給食の提供を実施する。</li> <li>○関係団体，民間業者及び生産者等との連携を図りながら，地場産物が安定的に供給できる仕組み等について協議を進める。</li> </ul> |
| <p>○学校活動における体育，部活動の振興，体育施設の開放，スポーツ少年団による地域社会での取組の推進による体力の向上</p> <p><b>【教育研究課】</b></p> <p><b>【スポーツ課】</b></p> | <p>○市内全校で，体力テストの数値目標を各校ごとに設定し，「体力アップ推進プラン」に基づき実践した。</p> <p>○学校の施設や民間の施設を活用し，事業を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育施設夜間開放事業（44校，97,455人）</li> <li>・学校プール開放事業（4校，3,216人）</li> <li>・スポーツ少年団活動（84団，2,224人）</li> </ul>  | <p>○市教育会体育・保健体育研究部部員研修会において，学校全体で取り組む実践の共有化や先進的に取り組んでいる事例の紹介を行い，体力向上のための対応策を周知した。</p> <p>○学校体育施設夜間開放事業利用希望者の増加する一方，スポーツ少年団数及び団員数の減少している。</p>  |

基本施策2 青少年・若者が自分で判断し行動できる力の育成

具体的施策(1) 学びの基礎や確かな学力の定着・向上

| 事業内容  | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題  |
|---|---|--|
| <p>○確かな学びと学習意欲を高める教育<br/>「チャレンジプラン」の推進<br/><b>【教育研究課】</b></p>             | <p>○「規律と協働を高める八策」の全校実施<br/>○学力向上サポーターの配置<br/>○水戸市総合学力調査「学びの診断」の実施<br/>○学習習慣確立のためのパンフレットの配布<br/>○「家庭学習スタートノート」の配布及び指導資料集1, 2の活用<br/>○放課後等における学力サポート事業を実施<br/>○数学の学習相談 SPOT in MITO の実施</p> | <p>○市内共通の実践項目「規律と協働を高める八策」の全校実施<br/>○学力向上サポーターの配置 54人(大規模小学校5校に複数配置)<br/>○学力向上や授業改善に向けた水戸市総合学力調査「学びの診断」の実施<br/>○学習習慣確立のためのパンフレットの小学校新入生全家庭への配布<br/>○小学校全校において、4年生を対象に「家庭学習スタートノート」を毎学期配布<br/>○家庭学習に関する指導資料集1, 2の活用<br/>○放課後等における学力サポート事業を全小学校で実施<br/>○数学の学習相談 SPOT in MITO を冬季休業中に中学2, 3年生の希望者を対象に市内8箇所に拡充し、市民センターで実施のべ341名が参加</p> |
| <p>○少年の主張大会や読書活動の推進による生涯学習活動の充実<br/><b>【生涯学習課】</b><br/><b>【中央図書館】</b></p> | <p>○会場での主張文発表に加え、優秀賞及び佳作受賞者32名の発表を水戸市公式YouTubeで発信し、令和3年度末の時点で6,820回の視聴があった。</p>   | <p>○少年の主張大会の主張文を募集し、市内中学校19校から2,434点の応募があった。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場を水戸市役所に変更したが、YouTubeを利用して不特定多数の多くの方に聞いてもらえる機会を増やすことができた。</p>  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | ○年代別に推薦図書リストを作成し、市内小中学校や各図書館の利用者へ配布するとともに、各図書館において児童図書資料の収集及び提供を行った。 | ○青少年・若者の読書活動推進のため、年齢に合わせた内容の資料を充実させるとともに、興味関心を引くテーマの図書を紹介するイベントを行うなど、青少年・若者の読書活動に対する支援が必要である。 |
|--|--|---|

### 具体的施策（２）多様な体験活動の推進

| 事業内容  | 令和３年度事業実績  | 事業の評価及び課題   |
|---|--|---|
| ○「少年自然の家」を活用した自然体験活動や集団宿泊活動の推進<br><b>【少年自然の家】</b>                                 | ○宿泊研修事業<br>実利用者人数 7,587人<br>延べ利用者人数 10,184人<br>○主催事業<br>実施回数 6回                        | ○令和２年度と比べると、利用者人数は増えている。しかし、依然として新型コロナウイルスの影響による事業の中止や予約のキャンセルなどが相次ぎ、コロナ禍前と比べると、利用者人数が少ない。<br>○例年12月～3月までの施設利用が少ないので、高校生や大学生への利用促進をする必要がある。 |
| ○若者の学習ニーズに応じた生涯学習活動の環境整備と学習効果を生かす取り組みの支援<br><b>【各市民センター】</b><br><b>【みと好文カレッジ】</b> | ○青少年を対象にした講座<br>※市民センター<br>一般教養講座 105回 定期講座(教室) 150回<br>定期講座(クラブ) 170回<br>※みと好文カレッジ 4回 | ○市民センター等において青少年の生涯学習の機会充実が図られた。<br>○ICTの活用による講座開催等、より多くの学習機会の提供が必要。   |

### 具体的施策（３）社会で求められる能力の育成

| 事業内容 | 令和３年度事業実績 | 事業の評価及び課題 |
|------|-----------|-----------|
|------|-----------|-----------|



|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>○情報教育(情報モラル教育やメディアリテラシー教育), 消費者教育, 国際教育, 環境教育等の現代的な課題に対応した学習の推進</p> <p>○勤労観や職業観の育成と社会への参画意識の醸成</p> <p><b>【教育研究課】</b></p> | <p>○GIGAスクール構想の実現に基づき, 1人1台端末を配備し, 高速大容量の校内通信ネットワークを整備した。</p> <p>○教員のICT活用スキルの向上のために, 講師を招いた教員向けのICT活用研修やICT支援員を派遣しての校内研修などを実施した。</p> <p>○社会科及び家庭科等の授業において, 水戸市消費生活センターと連携した出前授業を, 小中学校において実施した。</p> <p>○水戸商工会議所と連携を図り, 職場体験受け入れ事業所やホームページを学校へ紹介し, 小学生における職場見学, 中学生における職場体験の充実を図った。</p> | <p>○約300名の教員への研修及び, 各学校での校内研修を実施し, 教員のICTスキル向上を図った。</p> <p>○教員に対し, 授業における効果的なICT活用を周知する必要がある。</p> <p>○社会情勢の変化に伴い, 複雑化する消費生活に対応するため, 幅広い視点から消費者教育を捉え, 内容の充実を図る必要がある。</p> <p>○職場体験は, 新型コロナウイルス感染症の影響により, 受け入れ事業所が見つからないという課題がある。</p> |
|---|---|--|

### 基本施策3 青少年・若者の社会参画活動等への支援

#### 具体的施策(1) ボランティア・NPO活動の支援

| 事業内容  | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題   |
|---|---|---|
| <p>○青少年・若者のボランティア活動への参加促進による市民性や社会性の育成</p> <p>○青少年・若者で構成する団体の支援, NPO団体やボランティアサークル等の活動の支援とネットワークづくりの促進</p> <p><b>【生涯学習課】</b></p> | <p>○水戸市サブリーダーズ会によるボランティア派遣(派遣回数 延べ53回, 派遣人数 延べ219人)</p> <p>○若者(18歳~30歳程度)で構成されるみと青年会の事務局をはじめとした活動支援</p> | <p>○コロナ禍でボランティア派遣依頼が減少傾向にあるため, 活動機会の確保のため, 自らが企画運営する主催事業を増やすことを検討する必要がある。</p> |

**具体的施策（２）意見や提案を反映させる機会の充実**

| 事業内容   | 令和３年度事業実績  | 事業の評価及び課題  |
|--|--|--|
| <p>○協働事業提案制度の活用や政策提言の機会の充実、各審議会等への参画、青少年、若者の意見や提案を反映させる機会の充実</p> <p><b>【生涯学習課】</b></p> | <p>○水戸市青少年育成推進会議青少年社会参加部会の部員として、水戸市サブリーダーズ会会員２名が参加</p> | <p>○青少年、若者の意見が市政に反映される機会の拡充を図るため、積極的な周知を行う必要がある。</p> |

**基本方針 2 困難を抱える青少年・若者やその家族に対する支援の充実**

**基本施策 1 自立に困難を抱える青少年・若者やその家族への対応**

**具体的施策 (1) ひきこもり・ニート等の青少年・若者への支援**

| 事業内容   | 令和3年度事業実績  | 事業の評価及び課題  |
|--|--|--|
| <p>○社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年・若者への相談窓口の設置と社会的復帰, 職業的・社会的自立の支援</p> <p><b>【保健予防課】</b></p> <p><b>【商工課】</b></p> | <p>○ひきこもり専門相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：ひきこもり状態にある方, ひきこもり状態にある方を支える家族</li> <li>・内容：ひきこもり状態にある方や家族からの相談を精神科医が受け, 適切な対応等について, 助言・指導を行う。</li> <li>・実施回数：6回</li> <li>・相談者数：7人</li> </ul> <p>○ひきこもり家族教室事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：引きこもり状態にある方を支える家族</li> <li>・内容：ひきこもりに関する正しい知識や関わり方について学習し, 適切な対応ができるよう支援する。また, 家族同士の仲間づくりや情報交換などにより, 家族の精神的負担軽減を図る。</li> <li>・実施回数：6回</li> <li>・延べ人数：39人</li> </ul> <p>○ひきこもり居場所づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：ひきこもり状態にある方</li> <li>・内容：他者と交流しながら社会性を学び, 外出することで生活リズムが整うといった効果</li> </ul> | <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により事業が開催できない状況となり, 当初予定していた実施回数を下回った。</p> |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>を期待して、引きこもり状態にある当事者の自立と社会参加を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数：13回</li> <li>・延べ人数：40人</li> </ul>           |   |
|  | <p>○チャレンジいばらき就職面接会開催</p> <p>日時：6月28日，7月15日，10月14日</p> <p>主催：茨城県，茨城労働局，県内各ハローワーク</p> <p>共催：水戸市（参加者合計 307人）</p> <p>対象：新卒，既卒未就職者</p> | <p>○令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で後期のみの開催となったが，令和3年度については，感染症対策を行い，開催することができた。一方，参加者数は令和2年度よりも91名減少している。参加者数の増加に向けた課題がある。</p> |

### 具体的施策（2）障害のある青少年・若者への支援

| 事業内容  | 令和3年度事業実績  | 事業の評価及び課題   |
|---|--|---|
| <p>○障害の特性に応じた自立の支援，発達障害のある青少年・若者の支援，就労支援の充実</p> <p><b>【こども発達支援センター】</b></p> | <p>○こども発達支援センターにおいて，発達障害児及びその保護者に対し，集団・個別指導を行った。（相談件数1,142件）</p> <p>（グループ通所児数延べ1,160人）</p> <p>○障害特性に対応した情報提供や関係機関との連携等の支援を行った。</p> | <p>○就学前から18歳までの一貫した支援の実施</p> <p>○障害の特性及び多様なニーズに応じた支援体制の充実</p> |

### 具体的施策（3）貧困問題等への対策の支援

| 事業内容  | 令和3年度事業実績  | 事業の評価及び課題   |
|---|--|---|
| <p>○貧困が健全な成長の阻害要因にならぬような支援と，希望する教育が断念することなく学び，就労できるような関係機関と連携</p> | <p>○生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援会「すてっぷ」を実施。対象学年小学校4年生～中学校3年生。市内4会場。延べ実施回149回，延べ参加人数1,697人。</p> | <p>○貧困による教育格差の是正に貢献している。会場数を増やす計画であり，それに伴う人員及び質の確保が課題である。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>【生活福祉課】</b><br/><b>【こども政策課】</b></p> | <p>○NPO 法人等が開催するこども食堂の広報活動やフードパントリーへの職員派遣を行った。</p> | <p>○民間団体が主催するイベント等への積極的な協力・協働により、民間活力を活用しつつ、本市の子どもの貧困対策に寄与したと考えている。このため、今後も支援を継続する。</p> |
|---|--|---|

## 基本施策 2 青少年・若者の問題行動への対応

### 具体的施策（1）非行・犯罪対策の推進

| 事業内容  | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題  |
|---|---|--|
| <p>○犯罪や非行の未然防止や早期発見を図るため青少年相談員による街頭補導活動や各中学校青少年育成会等地域団体による非行防止活動の推進</p> <p>○非行に陥った青少年・若者やその家族の立ち直りを支援するための「社会を明るくする運動」の展開</p> <p><b>【生涯学習課】</b></p> | <p>○青少年相談員による中央補導（95回）、地区補導（52回）、特別補導（4回）を実施した。</p> <p>○水戸駅エクセル、内原イオン及び市庁舎の電光掲示板を活用して、社会を明るくする運動の趣旨等を周知・浸透を図るため、動画や静止画等を放映した。また、市民センター等でのポスター掲示、のぼり旗の掲揚に加え、市内小中学生全員に対しリーフレットの配布を実施した。</p> | <p>○青少年相談員（189名）のお力添えのおかげで、積極的な街頭補導を実施できた。</p> <p>○青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、青少年相談員を対象とした研修機会の充実を図る必要がある。</p> <p>○社会を明るくする運動は、コロナ禍の影響により、街頭での活動ができない。</p> |

### 具体的施策（2）児童虐待対策への支援

| 事業内容   | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題   |
|--|---|---|
| <p>○青少年と家族への支援と相談体制の充実</p> <p><b>【子育て支援課】</b><br/><b>【教育研究課】</b></p> | <p>○家庭児童相談対応実件数 871件</p> <p>○水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営</p> <p>○オレンジリボン&amp;パープルリボンキャンペーンによる啓発活動を実施</p> | <p>○家庭児童相談により、子育てに不安を抱える保護者の不安軽減に寄与することができたものと評価する。</p> <p>○子育てに不安を抱える保護者が必要な時に相談ができるよう、相談窓口の更なる周知を図る必要がある。</p> |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>○来所相談（366件，4,065回），電話相談（1,889回）及び家庭訪問相談（2人，60回）を実施した。</p> <p>○専門医による面接相談を実施（3回，13人）した。</p> | <p>○児童生徒や保護者の悩み，不登校や集団不適應等の未然防止や解消を図るための相談活動は，家庭訪問相談や専門医相談など多様な機会を設定し，相談事業を充実させることができた。</p> |
|--|---|---|

### 具体的施策（3）いじめ防止や不登校対策の推進

| 事業内容  | 令和3年度事業実績  | 事業の評価及び課題   |
|---|--|---|
| <p>○いじめの未然防止と早期発見・対応のため，いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」の充実</p> <p><b>【教育研究課】</b></p> | <p>○適応指導教室「うめの香ひろば」への通級生に対して，宿泊体験や情報教育指導等の企画を通して，自立に向けた支援を行った。</p> <p>○全校にスクールカウンセラー12人を配置し，児童生徒や保護者，教職員からの相談に対応した。</p> <p>○全中学校及び義務教育学校に心の教室相談員を配置し，生徒からの相談に対応した。</p> | <p>○「うめの香ひろば」の運営では，体験活動を数多く組み入れるなど通級生の自立に向けた支援につながったものと評価する。</p> <p>○家庭的に教育的支援を必要とする児童生徒の増加への適切な対応のためスクールソーシャルワーカー等の雇用が必要である。</p> |

### 基本方針3 青少年・若者の自立や成長を社会全体で支える環境づくり

#### 基本施策1 家庭の教育力の向上

##### 具体的施策(1) 家庭教育に関する意識の啓発

| 事業内容  | 令和3年度事業実績  | 事業の評価及び課題  |
|---|--|--|
| ○家庭教育に関する学習機会の提供の充実<br>【教育研究課】                        | ○保護者を対象に「わが子と歩む親の会」に大学教授を講師に招き、年2回開催した。  | ○不登校に悩む保護者が参加し、子供の理解を深め、子供とのよい関わり方について考えていくことができた。                                 |
| ○「家庭の日」や「親が変われば子どもも変わる運動」等の推進による保護者や地域への啓発<br>【生涯学習課】 | ○「家庭の日」絵画・ポスターと作文コンクールを開催し、市内幼稚園・小中・義務教育学校から、1,738点の作品の応募があった。<br>○受賞作品については、イオンモール水戸内原において、1週間展示した。 | ○教員の働き方改革の観点から応募のあった作品のうち1点を学校が選んで提出する方法から市青少年育成推進会議の部員が応募作品に目を通し、受賞作品を選出する方法に改めた。 |

##### 具体的施策(2) 子育て支援の推進

| 事業内容  | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題                                |
|---|---|--|
| ○子育て支援施設、市民センターにおける子供同士・親同士の交流の場の創出<br>○子どもたちが安全に活動できるよう開放学級や学童クラブの充実<br>【こども政策課】 | ○市民センター子育て広場<br>実施日数 415日 利用者数 5,805人<br>○わんぱーく・みと<br>利用者数 7,190人<br>○はみんぐぱーく・みと<br>利用者数 8,705人 | ○利用者の親子同士の交流の場の創出に寄与したものと評価しているため、継続とする。 |
|   | ○放課後学級<br>実施場所：市内小学校、義務教育学校33校(75支援の単位)   | ○民間委託等を推進し、待機児童ゼロの継続を達成した。               |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>実施時間：平日の放課後から18時まで<br/>土曜日の8時から18時まで<br/>長期休業期間中の8時から18時まで</p> <p>対象：小学生<br/>延べ利用人数：472,627人</p>                         |   |
|  | <p>○学童クラブ<br/>実施場所：民間保育所，認定こども園等23か所(23支援の単位)<br/>実施時間：放課後から最長午後10時<br/>※各クラブにより実施時間は異なる<br/>対象：小学生<br/>延べ利用人数：149,428人</p> | <p>○学童クラブへの運営費に補助により，保護者が昼間家庭にいない児童の居場所づくりを行った。</p> |

## 基本施策2 地域の教育力の向上

### 具体的施策(1) 青少年・若者育成団体等との協働

| 事業内容  | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題   |
|---|---|---|
| <p>○地域での青少年・若者を育成する力を向上させるため，子ども会育成会，PTA，ボーイスカウト・ガールスカウト各団，NPO 団体等の活動に対する支援を行い，協働による事業を展開</p> <p><b>【生涯学習課】</b></p> | <p>○PTA 連絡協議会，国公立幼稚園 PTA 連絡協議会，青少年育成推進会議，子ども会育成連合会，ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会などの各種団体への助成及び適切な助言</p> | <p>○各種団体が活動できるよう補助を行ったが，コロナ禍の影響により，活動が制限された団体が多かった。</p> |



### 具体的施策（２）地域リーダーの育成

| 事業内容   | 令和３年度事業実績   | 事業の評価及び課題                                 |
|--|---|---|
| ○青少年育成団体と連携し育成者や構成員に対し研修会等の学習機会を提供<br><b>【生涯学習課】</b> | ○水戸市青少年育成推進会議主催の研修（青少年指導者研修会２回，社会環境向上研修会１回）<br>○水戸市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会主催研修会（指導者研修会１回）<br>○水戸市青少年相談員連絡協議会主催研修会（実務研修会１回） | ○コロナ禍にあっても，青少年育成団体は研修に努め，様々な考え方を知ることができた。 |

### 基本施策３ 安心・安全な社会環境の整備

#### 具体的施策（１）青少年・若者の居場所づくり

| 事業内容  | 令和３年度事業実績  | 事業の評価及び課題  |
|---|--|--|
| ○開放学級・学童クラブの充実等の放課後児童対策の推進<br><b>【こども政策課】</b> | ○放課後学級<br>実施場所：市内小学校，義務教育学校33校(75支援の単位)<br>実施時間：平日の放課後から18時まで<br>土曜日の8時から18時まで<br>長期休業期間中の8時から18時まで<br>対象：小学生<br>延べ利用人数：472,627人 | ○民間委託等を推進し，待機児童ゼロの継続を達成した。<br><br>○学童クラブへの運営費に補助により，保護者が昼間家庭にいない児童の居場所づくりを行った。 |
|   | ○学童クラブ<br>実施場所：民間保育所，認定こども園等23か所(23支援の単位)<br>実施時間：放課後から最長午後10時<br>※各クラブにより実施時間は異なる   |  |

|  |  |                      |
|--|--|----------------------|
|  | 対象：小学生<br>延べ利用人数：149,428人  |                      |
| ○青少年が安心して外出し、安全に外遊びできるような社会教育施設や公園等の整備<br><b>【生涯学習課】</b> | ○「子どもの広場」(市内14か所)の管理者に対し、利用者がけがをした時のために、施設賠償保険加入額相当分を補助した。子どもたちが安全に遊べるよう遊具の修繕も行った。 | ○青少年に地域の遊び場の提供が図られた。 |

### 具体的施策（２）青少年・若者の居場所づくり

| 事業内容   | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題   |
|--|---|---|
| ○「子どもの安全を守る家」の登録活動、スクールガードやPTAの協力による通学路の安全対策<br><b>【生涯学習課】</b>         | ○「子どもの安全を守る家」(2,016件)とスクールガード(幼稚園160人、小学校5,325人、中学校458人、計5,943人)による地域ぐるみの登下校時の交通安全対策を実施     | ○保護者や地域住民の協力により登下校時の通学路や学校(園)生活の安全確保に貢献した。  |
| ○情報ツールを活用した不審者情報の提供等地域一体となった安全活動の推進<br><b>【教育研究課】</b>                  | ○不審者等の情報について、各学校からの情報把握に努めるとともに、インターネット等を活用し情報提供を行った。                                       | ○地域住民の協力等により、登下校時の子どもたちの見守り等を行う。  |
| ○防災や防犯に関する知識や判断力を養う活動や交通安全教育の推進<br><b>【防災・危機管理課】</b><br><b>【生活安全課】</b> | ○若者を含む住民の防災意識の向上と青少年を対象とした次世代の防災リーダーの育成を図るため、学校、地域、企業等と連携した防災訓練、出前講座の実施。<br>16回開催 参加人数約820人 | ○地域の自主防災組織、児童・生徒、保護者等との連携による防災訓練等の実施により、地域の防災力の向上につながられた。<br>○また、体験型の避難所運営訓練などの実施により、参加者の理解が深められていると認識している。 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | ○地域や小・中学校等と連携した防災訓練等は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大人数での実施が困難となり、訓練自体の中止、小人数での実施などにより、令和3年度は参加人数が減少した。 |
|  | ○交通安全教育の推進<br>交通安全教室を開催し、基本的な交通ルールや安全な自転車の乗り方等の指導を行い交通安全意識の向上を図った。<br>[交通安全教室]<br>幼稚園・保育所・小中学校 187回(参加者 11,102名)<br>保育所については降園指導 | ○それぞれの年代に応じたきめ細かな交通安全教室を実施し、一人ひとりの交通安全意識のさらなる向上を図る。  |

### 具体的施策（3）社会環境の健全化

| 事業内容   | 令和3年度事業実績   | 事業の評価及び課題  |
|--|---|--|
| ○有害図書等の回収の実施<br>○青少年の健全な育成を阻害する環境の健全化<br>【生涯学習課】 | ○白ポスト(市内9か所)による有害図書等の回収を行った。(12回, 2,403点)<br>○「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動の実施。コンビニエンスストア, 書店など 264店舗が登録した。 | ○地域の協力による青少年の健全な育成と非行防止活動の推進が図られた。非行の低年齢化や多様性に対応するため関連機関と連携の強化が必要。 |

## ○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三十一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

## 地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和三十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和三九年七月一日)

(経過措置)

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続す

るものとする。

|   |       |
|---|-------|
| 公務員制度審議会<br>恩給審査会<br>地域改善対策協議会<br>青少年問題審議会<br>統計審議会 | 総務庁   |
| 国民生活安定審議会   | 経済企画庁 |
| 放射線審議会  | 科学技術庁 |
| 海外移住審議会   | 外務省   |
| 中央心身障害者対策協議会  | 厚生省   |
| 農政審議会<br>沿岸漁業等振興審議会<br>林政審議会                        | 農林水産省 |
| 中小企業政策審議会   | 通商産業省 |
| 観光政策審議会   | 運輸省   |
| 雇用審議会   | 労働省   |

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置

は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## ○水戸市青少年問題協議会条例

平成12年12月22日

水戸市条例第63号

改正 平成26年3月26日条例第20号

水戸市青少年問題協議会設置条例（昭和30年水戸市条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、青少年問題協議会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第1条の規定に基づき、水戸市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 協議会は、会長及び20人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、市議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

（平26条例20・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 会長は、協議会の会務を総理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が会議の議長となる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、教育委員会において行う。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水戸市青少年問題協議会設置条例第1条の規定



により設置されている水戸市青少年問題協議会は、この条例第2条の規定により設置された協議会とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）第10条の規定による改正前の青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法第7条第3項の規定により任命されている委員は、法第3条第3項の規定により任命された委員とみなす。
- 4 付則第2項の規定により設置されたとみなされる協議会の組織及び前項の規定により任命されたとみなされる委員の定数については、この条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 付則第3項の規定により任命されたとみなされる委員の任期は、この条例第4条の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。

付 則（平成26年3月26日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。